各種交付金について ②地域医療介護総合確保基金(介護分)

九州厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課



令和6年3月8日

全国介護保険・高齢者保健福祉担当 課長会議(高齢者支援課)

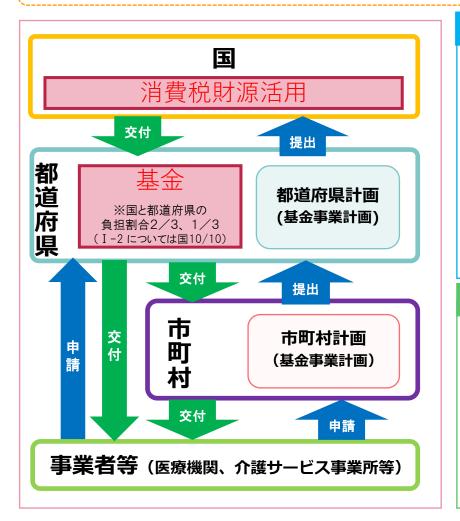
1. 地域医療介護総合確保基金の概要



地域医療介護総合確保基金

令和6年度予算案:公費で1,553億円 (医療分 1,029億円、介護分 524億円)

- 〇 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- 〇 このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県 に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

- 〇 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 〇 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

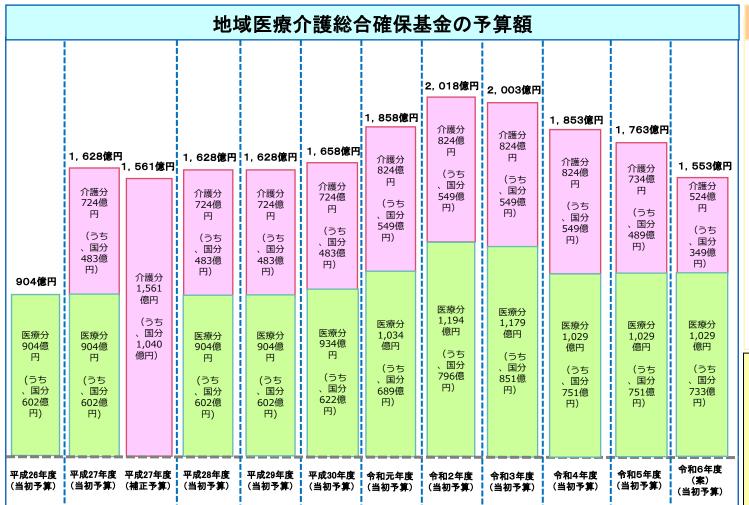
- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を 踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施 国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- Ⅰ-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- Ⅰ-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業
- Ⅲ 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

地域医療介護総合確保基金の令和6年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保 基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の令和6年度予算案は、公費ベースで1,553億円(医療分1,029億円(うち、国分733億円)、 介護分524億円(うち、国分349億円))を計上。



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業
- Ⅲ 介護施設等の整備に関する事業 (地域密着型サービス等)
- Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- Ⅵ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の 整備に関する事業

※ 基金の対象事業変遷

平成26年度に医療を対象として I −1、II、IV で創設

平成27年度より介護を対象としてIII、Vが追加

令和2年度より医療を対象としてVIが追加

令和3年度より医療を対象として I -2が追加

3

令和6年3月8日

全国介護保険・高齢者保健福祉担当 課長会議(高齢者支援課)

2. 介護施設等整備分の概要



令和 6 年度予算案(令和 5 年度当初予算額):252億円(352億円) ※国と都道府県の負担割合 2/3、 1/3

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備(土地所有者(オーナー)が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合や、改築・増改築を含む)に対して支援を行う。

(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模な特定施設(ケアハウス、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅))、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス(離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る)、緊急ショートステイ、施設内保育施設

※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている(介護医療院を含む)。

- ② 上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を行う。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。
- ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス(※)を整備する際に、あわせて行う 広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。

※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、 特定施設(ケアハウス、介護付きホーム)。 いずれも定員規模を問わない。

⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替(災害イエローゾーンにおいては現地建 替も含む。)にかかる整備費の支援を実施。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備(既存施設の増床や再開設時、大規模修繕時を含む)に要する経費の支援を行う。
 - ※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
 - ※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行う介護ロボット、ICTの導入支援に限る。
 - ※介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発のための取組についても支援を行う。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権(一定の条件の下、普通借地権)の設定のための一時金の支援を行う。
- ④ 施設整備候補地(民有地)の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
- ⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を行う。
- ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。
- ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援(地域医療介護総合確保基金)

令和6年度当初予算案 252億円の内数 (352億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

• 介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する。

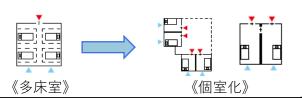
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 多床室の個室化に要する改修費

■事業内容

事業継続が必要な介護施設等において、 感染が疑われる者が複数発生して多床室 に分離する場合に備え、感染が疑われる 者同士のスペースを空間的に分離するた めの個室化(**)に要する改修費について 補助

- ※可動の壁は可
- ※天井と壁の間に隙間が生じることは不可
- ■補助対象施設 入所系の介護施設・事業所
- 7 (7) 17 (7) 182/1012 3.71(7)
- ■補助単価・補助率1 定員あたり107万円
- ※補助率を導入



② 簡易陰圧装置の設置に要する費用

■事業内容

介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助

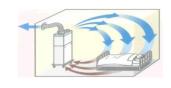
■補助対象施設

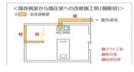
入所系の介護施設・事業所

■補助単価・補助率

1施設あたり:471万円×都道府県が認めた台数(定員が上限)

※ 補助率を導入





③ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用

■事業内容

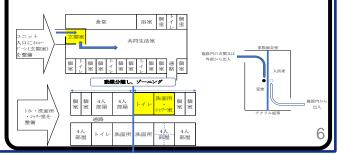
新型コロナウイルス感染症対策として、 感染発生時対応及び感染拡大防止の観点 からゾーニング環境等の整備に要する費 用について補助

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助単価・補助率

- ① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング:109万円/箇所
- ② 従来型個室・多床室のゾーニング:654万円/筒所
- ③ 家族面会室の整備:382万円/施設
- ※ ①~③補助率を導入



介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(R2~)

「介護離職ゼロ」の実現に向けた受け皿整備量拡大と老朽化した特養等の広域型施設の修繕を同時に進めるため、

介護施設等の新規整備を条件に行う、定員30人以上の広域型施設の大規模修繕(おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造等)・耐震化について補助する。

(新規整備する介護施設等)

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- 認知症高齢者グループホーム
- ◆ 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
 - ※ いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。

(大規模修繕・耐震化する広域型施設)

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム



(最大補助単価)

1定員あたり

123万円



※補助単価は令和5年度の単価

(補助要件等)

- 1の介護施設等の新規整備につき、1の広域型施設の大規模修繕・耐震化が対象。
- 新規整備する介護施設等と大規模修繕・耐震化する施設の場所は、同一敷地内や近隣に限定されない。
- 介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の整備主体は同一法人であること。
- 都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の両方 に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めること。

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・I C Tの導入支援(R2~)

介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕(おおむね10年以上経過した施設の一部 改修や付帯設備の改造)の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を補助対象に追加する。

(現行の開設準備経費の 補助対象時点)

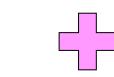
- 開設時
- 増床時
- 再開設時(改築時)

- ※現行の開設準備経費の補助対象
 - ・施設開設時の設備整備
 - ・人材募集・研修に係る経費 等

(開設時等の開設準備経費の 最大補助単価)

特養、老健、認知症グループ ホーム、介護付きホームの例: 1 定員あたり 91.4万円 (拡大後の開設準備経費の 補助対象時点)

- 開設時
- 増床時
- 再開設時(改築時)



◆ 大規模修繕時

(大規模修繕時の開設準備経費の 最大補助単価)

特養、老健、認知症グループ ホーム、介護付きホームの例: 1 定員あたり 45.8万円

※補助単価は令和5年度の単価

<例①: 天井の内装改修や電気設備改造と 見守りセンサー及びWi-Fi環境整備>





<例②:給排水設備の改造工事とロボット技術を 用いた設置位置を調節可能なトイレ整備>



< 例③: 浴室の改修工事とロボット技術を用いた 浴槽の出入り動作の支援機器整備>



(補助要件等)

○ 補助対象経費は、介護従事者の確保分における「介護ロボット導入支援事業」及び「ICT導入支援事業」に おいて対象となっている機器等を導入するために必要な経費。

(なお、介護ロボット・ICT以外の設備整備、人材募集・研修に係る経費等は対象外。)

〇「介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」と併せた補助実施も可能。

介護職員の宿舎施設整備(R2~)

介護人材(外国人を含む)を確保するため、介護施設等の事業者が介護職員(職種は問わず、幅広く対象)

用の宿舎を整備する費用の一部を補助することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。

(補助対象施設等)

- 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院
- ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
- 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ◆ 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)
 - ※ いずれも定員規模は問わない。

学来の *

(補助率)

1宿舎あたり

1/3



(補助基準額)

- 〇 宿舎の定員規模や設備、居室類型は問わない。
- O ただし、補助対象となるのは、補助対象施設等(建築中を含む)の職員数分の定員規模までであって、1定員あたりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む)33㎡以下とする。
- 立 土地の買収や整地費用、設備整備に係る経費は対象外。

(整備方法)

- 〇 新築のほか、既存建物を買収した整備(新築より効率的な場合に限る)、既存建物を改修した整備も対象。
- O 土地所有者が補助対象施設等の運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も対象。(オーナー型)

(補助要件等)

- O 宿舎の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- O 宿舎の設置場所は、施設等の敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- 宿舎の入居者は、補助対象施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、宿舎の定員規模の2割以内 において、職員の家族等や介護保険・老人福祉関連施設・事業所(サ高住を含む)の職員の利用も可能。

Ç

令和6年3月8日

全国介護保険・高齢者保健福祉担当 課長会議(認知症施策・地域介護推進課)

3. 介護従事者確保分の概要





地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業分)

※メニュー事業の全体

令和6年度当初予算案

97億円 (137億円) ※() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・ 「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

※<mark>赤字下線(令和6年度拡充分)</mark> 都道府県計画を踏まえて事業を実施。(実施主体:都道府県、負担割合:国2/3・都道府県1/3、令和4年度交付実績:47都道府県) <u>*付き下線(事業の類型化)</u>

参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者·女性·高齢者など多様な世代を対象とした介 護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の 養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援(*)
- 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺 業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の 職場体験支援(*)
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまで の一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティア センターやシルバー人材センター等との連携強化(*)
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- <u>介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や</u>1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、 選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施等

資質の向上

- 〇 介護人材キャリアアップ研修支援
- ・経験年数3~5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
- 介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 〇 潜在介護福祉士の再就業促進
- ・知識や技術を再確認するための研修の実施
- ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握(*)
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 〇 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
- ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 〇 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 〇 介護施設等防災リーダーの養成
- 〇 外国人介護人材の研修支援
- 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における 学習支援等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人 指導担当者)養成研修
- 〇 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - <u>・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説</u>明会の開催、両立支援等環境整備(*)
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロ ジー(介護ロボット・ICT)の導入支援
 - ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上 の推進
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育 施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング等 の介護職員に対する育児支援(*)
- 〇 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
- 〇 ハラスメント対策の推進
- 〇 若手介護職員の交流の推進
- 〇 外国人介護人材受入施設等環境整備 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営·事業者表彰支援(*) 離島、中山間地域等への人材確保支援

外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

※地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)のメニュー(外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業)

社会・援護局福祉基盤課 (内線) 2894

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円の内数(137億円の内数) ※() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等(受入介護施設等)が介護福祉士養成施 設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- 昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、外国人留学生が安心して学習・就労を行うための更なる環境整備を図ることが重要であることから、外国人介護人材確保に資する取組を行っている受入介護施設等の負担軽減を図り、受入環境整備の取組みを支援することは必要。
- このため、居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できるようにする。

2 事業のスキーム・実施主体等

貸与・給付

留学生(日本語学校・養成施設)

奨学金等の

受入介護施設等

<留学生の支援例>

○1年目:日本語学校 学費:月5万円

居住費などの生活費:月3万円 (※)

○ 2 年目· 3 年目:介護福祉士養成施設

学費:月5万円

入学準備金:20万円(初回に限る) 就職準備金:20万円(最終回に限る) 国家試験受験対策費用:4万円(年額) 居住費などの生活費:月3万円(※) 経費助成

・受入介護施設等の奨学金等の総額に対して補助

・補助率: 1/3

(受入介護施設等の負担:2/3)

都道府県(委託可)国

- ※ 居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介 護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り
 - 1 月2万円まで加算。
 - 2 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円まで加算。

3 事業実績

◆ 実施自治体数:28道県※ 今和3年度実績

介護テクノロジー導入支援事業

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))〔"介護ロボット導入支援事業・ICT導入支援事業"の発展的見直し〕

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の97億円の内数(137億円の内数)※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進める事により、職員の業務負担軽減を図 るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 「介護ロボット導入支援事業!「ICT導入支援事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、介護職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む介護事業者が テクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。
- ※ 下線部は令和6年度までの拡充分。太字が令和6年度で拡充した部分。

2 補助対象

【介護ロボット】

● 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、厚生労働省・経済産業省 で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボット

[ICT]

- 介護ソフト(機能実装のためのアップデートも含む)、タブレット端末、スマート フォン、インカム、クラウドサービス、 他事業者からの照会経費 等
- Wi-Fi機器の購入設置、業務効率化に資するバックオフィスソフト(勤怠管理、シフ ト管理等)

【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】

- ◆ 介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動さ せる情報連携のネットワーク構築経費 等

【その他】

● 上記の介護ロボットやICT等を活用するためのICTリテラシー習得に必要な経費

4 実施主体、実績

事業	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
介護ロボット導入支援事業(※ 1)	58	364	505	1,153	1,813	2,297	2,720
ICT導入支援事業 (※2)					195	2,560	5,371

実施主体

基金(国2/3)

一部助成

介護施 設等

※1 都道府県が認めた介護施設等の導入 計画件数。1施設で複数の導入計画を 作成することがあり得る

※2 補助事業所数

補助要件等

✓ 介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、 生産性向上に資する取組の計画を提出の上、一定の期間、効果を確認できるまで 報告すること。(必須要件)

【介護ロボット】	区分	補助額	補助率	補助台数	
	○移乗支援 ○入浴支援	上限100万円	<u>3/4</u> (%)	必要台数	
	○上記以外	上限30万円	(<u>//.</u> /		
[ICT]	補助額	補助率	補助]台数	

補助額	補助率	補助台数
 1~10人 100万円 11~20人 160万円 21~30人 200万円 31人~ 260万円 	<u>3/4</u> (<u>*</u>)	必要台数

※一定の要件を満たす場合は3/4、それ以外は1/2

【介護現 場の生産 性向上に 係る環境 づくり】

	補助要件(例示)						
•	取組計画により、 へ還元する事が明			を図り、	職員		

- 既に導入されている機器、また本事業で導入する機器等と連携 し、生産性向上に資する取組であること
- プラットフォーム事業の相談窓口や都道府県が設置する介護生 産性向上総合相談センターを活用すること
- ケアプランデータ連携システム等を利用すること
- LIFE標準仕様を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施 すること 等

上限 1,000 万円 3/4

補助額・率

5 その他

・都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務について規定(令和5年度に介護保険法の一部を改正)

令和 6 年 1 月 1 7 日 第 2 0 回 医療介護総合確保促進会議

4. 令和5年の地方からの提案等に 関する対応



地域医療介護総合確保基金に関する地方からの提案について

令和5年の地方分権改革に関する地方からの提案

- 造成年度ごとに基金を管理する方法を改める。基金造成年度ごとに計画を策定・修正する方法を改める。
- 過年度積立残を活用する場合に国へ提出する都道府県計画は、積立年度ベースではなく、事業の実施年度 ベースのみの策定とし、過年度の変更計画の策定を不要とすること。

具体的な支障事例

- ・ 基金は造成年度ごとに管理する必要があり、令和4年度末現在、9年度分の基金(平成26年度造成分から令和4年度造成分まで)を管理している。
- 過年度に造成した基金の積立残を活用して事業を実施するには、過年度計画を修正する必要がある。毎年度、 管理する基金・計画が増えるため、今後、さらに事務が複雑化し、業務負担が大きくなることが見込まれる。
- (参考) 地域医療介護総合確保基金管理運営要領(厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知)
 - 第2 基金管理事業の実施
 - (3)基金の取り崩し
 - ② 都道府県は、各年度の都道府県計画を実施するに当たり、<u>当該年度毎に決定された交付額</u>(都道府県の負担を含む。)及び運用益の範囲内で各基金事業に充当するものとする。
 - なお、<u>当該年度の交付額の一部を翌年度以降に執行することを妨げる趣旨ではなく、その場合は、当該都道府県計画を必要に応じ</u>て変更することにより執行は可能である。

提案に対する対応について

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)

4 国から都道府県への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(27) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64)

都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(4条1項。以下この事項において「都道府県計画」という。)及び地域医療介護総合確保基金(6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当できることとし、その場合は過年度の都道府県計画の変更は不要とする方向で検討を行い、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

対応案

- 今後、関係通知について必要な改正を行い、令和6年度都道府県計画以降、地域医療介護総合確保基金は年度毎に造成するものではなく、当該年度毎に決定された交付額(都道府県の負担を含む。)及び運用益に加え、過年度の事業に生じた残額を一体的なものとして基金事業を実施するものとしてはどうか。こうすることで、過年度に造成した基金の残余額を活用する場合に、過年度の都道府県計画を変更することを不要としてはどうか。
 - ※ 当該年度の都道府県計画には、残額を活用している旨を明記する。